

○糸島市はり、きゅう費の支給事業実施規程

平成22年 1 月 1 日

告示第26号

改正 平成24年 3 月30日告示第70号

平成26年 3 月28日告示第58号

令和 3 年 3 月19日告示第51号

(目的)

第1条 この告示は、市内に住所を有し、住民基本台帳に記載された者（以下「対象者」という。）に対し、はり、きゅうの施術に要する費用の一部（以下「はり、きゅう費」という。）を支給することにより、市民の健康管理を図ることを目的とする。

(平24告示70・一部改正)

(申請の手続)

第2条 対象者がはり、きゅう費の支給を受けようとする場合は、糸島市はり、きゅう施術証交付申請書（様式第1号）を市長に提出し、糸島市はり、きゅう施術証（様式第2号。以下「施術証」という。）の交付を受けるものとする。

(平24告示70・令3告示51・一部改正)

(対象とならない施術)

第3条 市長は、はり、きゅうの施術を受けた者（以下「被施術者」という。）がその施術に対し医療保険各法の規定による医療に関する給付を受けた場合は、はり、きゅう費を支給せず、又は既に支給したはり、きゅう費を返還させることができる。

2 前項の「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(平24告示70・追加)

(損害賠償との調整)

第4条 市長は、被施術者がその施術を受けた疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、はり、きゅう費を支給せず、又は既に支給したはり、きゅう費を返還させることができる。

(平24告示70・追加)

(支給額等)

第5条 はり、きゅう費の支給対象となる施術を受けたときは、被施術者 1 人につき 1 日

1回、1月（月の計算は暦月による。）5回を限度として、1回（はり術及びきゅう術を同時に受けた場合も1回とする。）につき500円をはり、きゅう費として支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、はり、きゅうの施術に要する費用が1回につき3,000円に満たない場合は、はり、きゅう費を支給しない。

（平24告示70・旧第3条繰下・一部改正、平26告示58・一部改正）

（はり、きゅう費の支給）

第6条 前条に規定するはり、きゅう費は、被施術者に対して支給する。ただし、被施術者がはり、きゅう費の請求及び受領について施術を行う者（以下「施術者」という。）に対して委任した場合は、当該施術者に支払うものとする。

- 2 前項ただし書の規定によりはり、きゅう費の支払を受けようとする施術者は、糸島市はり、きゅう費支給申請書（様式第3号）及び第15条第3項に規定する糸島市はり、きゅう費請求明細書を施術を行った日の属する月の翌月16日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の申請書には、施術の都度必要な事項を記載した施術明細書及び被施術者の委任状を添付しなければならない。

（平24告示70・旧第4条繰下・一部改正）

（施術者の指定）

第7条 施術者は、次に掲げる要件を備える者のうちから市長が指定する。

- （1）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）第1条の規定によるはり師免許又はきゅう師免許を受けた者

- （2）糸島市内及び唐津市のうち市長が別に定める区域内に施術所を有し、法第9条の2第1項の規定による届出を行った者

- 2 前項の指定を受けようとする者は、糸島市はり、きゅう施術者指定申請書（様式第4号）に同項第1号の免許証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定による指定は、糸島市はり、きゅう施術者指定書（様式第5号。以下「指定書」という。）を交付して行う。

- 4 施術者は、第2項の申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（平24告示70・旧第5条繰下・一部改正）

（指定書の提示）

第8条 施術者は、施術所の見やすい所に前条第3項の規定により交付された指定書を常時掲示しておかなければならない。

（平24告示70・旧第6条繰下・一部改正）

（施術録等の備付け等）

第9条 施術者は、対象者に対し施術を行ったときは、遅滞なくはり、きゅう施術録（様

式第6号)又は施術者が記録する文書(以下「施術録等」という。)に当該施術に関し必要な事項を記載するとともに、当該施術録等を5年間保存しておかなければならない。

(平24告示70・旧第7条線下、平26告示58・一部改正)

(施術録等の提示等)

第10条 市長は、はり、きゅう費の支給に関し必要があると認めるときは、施術者に対しその施術に関する報告を求め、前条の施術録等その他の文書の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による調査質問を行う場合において、当該職員は糸島市はり、きゅう検査証(様式第7号)を携帯し、かつ、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(平24告示70・旧第8条線下、平26告示58・一部改正)

(施術者の義務)

第11条 施術者は、この告示を遵守し、被施術者に対し必要な事項を懇切に説明し速やかに治癒するように努めなければならない。

(平24告示70・旧第9条線下)

(施術者の辞退)

第12条 施術者が指定を辞退しようとするときは、1月以上の予告期間を設け辞退の期日を記載した書面をもって市長に届け出て、辞退の期日以後直ちに指定書を市長に返還しなければならない。

(平24告示70・旧第10条線下・一部改正)

(指定の取消し)

第13条 市長は、施術者が次の各号のいずれかに該当する場合は、施術者の指定を取り消すことができる。

- (1) 第7条第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (2) 故意に不当な料金の請求をしたとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が施術者として不適格と認めたとき。

2 前項の規定により施術者の指定を取り消された者は、直ちに、指定書を市長に返還しなければならない。

(平24告示70・旧第11条線下・一部改正)

(施術の範囲)

第14条 施術の範囲は、次に掲げる末梢神経疾患又は運動器疾患に係るはり術及びきゅう術とする。ただし、医師が診療中の疾患に係るものを除く。

- (1) 神経痛
- (2) 神経まひ・けいれん
- (3) 頸腕症候群

- (4) リウマチ
- (5) 関節痛
- (6) 筋肉痛
- (7) 腰痛症
- (8) 中枢疾患後遺症
- (9) 頸椎捻挫後遺症
- (10) その他市長が必要と認めるもの

(平24告示70・旧第12条繰下、平26告示58・一部改正)

(対象者の確認)

第15条 対象者は、施術を受けようとするときは、施術者に施術証を提示しなければならない。

- 2 施術者は、施術を行う場合には対象者について資格があることを確認するとともに、施術を行ったことを証するため施術証の該当月の欄に施術日を記載しなければならない。
- 3 施術者は、施術を行った場合には、糸島市はり、きゅう費請求明細書（様式第8号）に必要事項を記載し、被施術者の請求があったときは被施術者に交付又は提示しなければならない。

(平24告示70・旧第13条繰下、令3告示51・一部改正)

(不正利得の返還)

第16条 市長は、偽りその他不正の手段によりはり、きゅう費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額を返還させなければならない。

(平24告示70・旧第14条繰下)

(施術証の有効期限)

第17条 施術証の有効期限は、毎年3月31日とし4月1日に更新する。

(平24告示70・旧第15条繰下)

(補則)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平24告示70・旧第16条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の前原市はり、きゅう費の支給に関する条例（昭和49年前原市条例第17号）、二丈町はり、きゅう費の支給に関する規則（昭和51年二丈町規則第7号）、志摩町はり、きゅう費の支給に関する条例（昭和49年志摩町条例第8号）又は志摩町はり、きゅう費の支給に関する条例施行規則（昭和49年志摩町規則第5号）の規定によりされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によ

りされたものとみなす。

附 則（平成24年3月30日告示第70号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「及び外国人登録原票」を削る部分に限る。）は、同年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の糸島市はり、きゅう費の支給事業実施規程の規定は、平成24年4月1日以後の施術に係るはり、きゅう費の支給について適用し、同日前の施術に係るはり、きゅう費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月28日告示第58号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の糸島市はり、きゅう費の支給事業実施規程の規定は、平成26年4月1日以後の施術に係るはり、きゅう費の支給について適用し、同日前の施術に係るはり、きゅう費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月19日告示第51号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の糸島市はり、きゅう費の支給事業実施規程の規定は、令和3年4月1日以後の施術に係るはり、きゅう費の支給について適用し、同日前の施術に係るはり、きゅう費の支給については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 2 条関係）

糸島市はり、きゅう施術証交付申請書

年 月 日

糸島市長 様

糸島市はり、きゅう施術証の交付を受けたいので、糸島市はり、きゅう費の支給事業実施規程第 2 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

対象者	ふりがな 氏 名	印
	生年月日	年 月 日
	住 所	糸島市 (電話 - -)
	代理人が申請する場合 ☐ はり、きゅう施術証の交付に関して、下記の者に委任します。	

受任者	ふりがな 氏 名	
	続 柄	対象者からみて ()
	住 所	☐ 対象者と同居（記入不要） ☐ 対象者と別居（以下に記入）

受領確認欄	
上記の施術証を受領しました。 年 月 日 受領者	

注 対象者本人が申請する場合又は対象者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

様式第2号（第2条関係）

（表）

糸島市 はり、きゅう施術証		施術日		施術日	
		4月	日	10月	日
有効期限		年	月	日	
住 所		福岡県糸島市			
受 給 者					
生 年 月 日		年 月 日			
事業実施者の 名 称 及 び 印		糸島市長			
交 付 番 号					
交付年月日		年 月 日			
		5月	日	11月	日
		6月	日	12月	日
		7月	日	1月	日
		8月	日	2月	日
		9月	日	3月	日

（裏）

注 意 事 項	
1 糸島市長が指定した糸島市及び唐津市内の 施術所に本証を提示して施術を受けてください。 2 本証は、医療保険各法の規定による医療に 関する給付を受けた場合は、はり、きゅう費 の支給を受けることはできません。 3 本証は、はり又はきゅうの施術のみに使え ます。整体・マッサージには、使えません。 4 1人につき1日1回、毎月5回を限度とし て、はり、きゅう施術1回につき500円を支 給します。ただし、1回につき3,000円に満 たないはり、きゅう施術には支給しません。 5 本証は、大切に保管し、必要のないときは 返してください。 6 受給資格がなくなったとき（転出や死亡な ど）は、直ちに健康づくり課窓口へ届け出て ください。 7 本証は、必ず自分で管理し、施術所には預 けないでください。 8 本証は、受給者本人しか使用できません。 施術者へ 施術を行ったときは、本証の表欄に施術日 を記入してください。	

様式第3号 (第6条関係)

糸島市はり、きゅう費支給申請書

糸島市長 様

[illegible]

様式第4号(第7条関係)

※ 指定番号

糸島市はり、きゅう施術者指定申請書									
施 術 者	氏 名		生年 月日	・ ・		性 別	男 女		
	免許証	種 類	交付都道府県名		番 号	交 付 年 月 日			
		は り 師			第 号	・ ・			
		き ゅ う 師			第 号	・ ・			
施 術 所	所 在 地								
	名 称								
	開設年月日								
	業務の種類								
糸島市はり、きゅう費の支給事業実施規程第7条第2項の規定により、上記のとおり申請します。									
年 月 日									
申請者 住所 氏名									
糸島市長 様									

注 ※印は、記入しないこと。

様式第5号(第7条関係)

糸島市はり、きゅう施術者指定書

指 定 番 号 第 号

施術所所在地

名 称

施 術 者 氏 名

施 術 の 種 類

糸島市はり、きゅう費の支給事業実施規程第7条第3項の規定により、施術者に指定する。

年 月 日

糸島市長

様式第6号（第9条関係）

はり、きゅう施術録

氏 名		男・女	生年月日	・	・
住 所	糸島市				

年度	1 回目		2 回目		3 回目		4 回目		5 回目		施術 回数
	日	施術料	日	施術料	日	施術料	日	施術料	日	施術料	
4 月											
5 月											
6 月											
7 月											
8 月											
9 月											
10月											
11月											
12月											
1 月											
2 月											
3 月											
備考										合 計	

様式第7号(第10条関係)

(表)

糸島市はり、きゅう費の支給事業実施規程 (抄) (施術録等の提示等) 第10条 市長は、はり、きゅう費の支給に 関し必要があると認めるときは、施術者 に対しその施術に関する報告を求め、前 条の施術録等その他の文書の提出若しく は提示を命じ、又は当該職員に質問させ ることができる。 2 前項の規定による調査質問を行う場合 において、当該職員は糸島市はり、きゅう 検査証(様式第7号)を携帯し、かつ、 関係人の請求があるときはこれを提示し なければならない。	糸 島 市 はり、きゅう検査証
--	-------------------------------

(裏)

第 号 所 属 職 名 氏 名 年 月 日交付 糸 島 市	
---	--

様式第8号（第15条関係）

糸 島 市 は り、 き ゅ う 費 請 求 明 細 書					指定番号
整理 番号	施術証交付番号	被 施 術 者 名	施術回数	備 考	
1					
2					診療月
3					
4					
5					NO.
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
請求明細合計		名	回	円	
決 定		名	回	円	

氏 名
施 術 所 名
住 所

印

注1 決定欄は、記入しないでください。

2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

様式第 1 号（第 2 条関係）

（令 3 告示51・全改）

様式第 2 号（第 2 条関係）

（令 3 告示51・全改）

様式第 3 号（第 6 条関係）

（令 3 告示51・全改）

様式第 4 号（第 7 条関係）

（平24告示70・令 3 告示51・一部改正）

様式第 5 号（第 7 条関係）

（平24告示70・一部改正）

様式第 6 号（第 9 条関係）

（平26告示58・全改）

様式第 7 号（第10条関係）

（平24告示70・平26告示58・一部改正）

様式第 8 号（第15条関係）

（令 3 告示51・全改）